

○情報通信ネットワーク安全・信頼性基準 (昭和六十二年郵政省告示第七十三号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準		情報通信ネットワーク安全・信頼性基準		
第 1～第 5 (略)		第 1～第 5 (略)		
別表第 1 設備等基準		別表第 1 設備等基準		
項 目	対 策	実 施 指 針		
		電気通信回線設備 事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	他の自営情報ネットワーク ユーザーネットワーク
第 1 設備基準 1 一般基準				
(1) 通信センターの分散	当該センターの損壊又は当該センターが収容する設備の損壊若しくは故障(以下「故障等」という。)が情報通信ネットワークの機能に重大な支障を及ぼす通信センター(以下「重要な通信センター」という。)は、地域的に分散して設置すること。	◎*	○	○
(2) (略)	イ (略)			
(3) 異経路伝送路設備の設置	ア・イ (略)	◎	＝	＝
(4) (略)		◎*	＝	＝

(5)	モバイルインターネット接続サービスにおける設備の分散等	重要な設備の事故等が全国的な又は相当広範囲の利用者に影響する場合は、当該設備について、地域的に分散して設置するとともに分散した設備を複数の経路で接続し、故障等による影響範囲を限定すること。	◎*	-	-	-	-
(6)	モバイルインターネット接続サービスにおける設備容量の確保	サーバー及びゲートウェイの設備は、通信量の増加を考慮した適切な容量のものを設置すること。	◎	-	-	-	-
(7)	予備の電気通信回線の設定等	(略)	◎	-	-	-	-
(8)	情報通信ネットワークの動作状況の監視等	災害時優先通信の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合に、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録する機能を設けること。	◎	二	二	二	二
(9)	ソフトウェアの信頼性向上対策	新しいシステムの導入に当たっては、実際に運用する場合と同一の条件や環境を考慮し、ハードウェアの初期故障、ソフトウェアのバグによる障害が可能な限り発生しないよう十分なシミュレーションを実施すること。	◎	◎	○	○	○
(10)	情報セキュリティ対策	ク・ケ (略)	◎	◎	○	○	○
(11)	通信の途絶防止対策	キ 現用及び予備機器の切替えを行うソフトウェアは十分な信頼性を確保すること。	◎	◎	○	○	○
(12)	応急復旧対策	ク (略)	◎	-	-	-	-
		キ 災害時等において、衛星地球局等の無線設備により、臨時電話等の設置が可能であること。	○	-	○	-	-
		ク 移動体通信基地局と交換局の間の回線に障害が発生した場合等に、無線設備により、臨時に対向の電気通信回線の設定が可能であること。	○	-	○	-	-

(5)	モバイルインターネット接続サービスにおける設備の分散等	重要な設備の事故等が全国的な又は相当広範囲の利用者に影響する場合は、当該設備について、地域的に分散して設置するとともに分散した設備を複数の経路で接続し、故障等による影響範囲を限定すること。	○	-	-	-	-
(6)	モバイルインターネット接続サービスにおける設備容量の確保	サーバー及びゲートウェイの設備は、通信量の増加を考慮した適切な容量のものを設置すること。	◎*	-	-	-	-
(7)	電子メールによる一方的な広告・宣伝等への対策	モバイルインターネット接続サービスにおいては、利用者が指定した特定の条件に該当する電子メールの受信を拒否する等の機能を設けること。	○	二	二	二	二
(8)	予備の電気通信回線の設定等	(略)	◎	-	-	-	-
(9)	情報通信ネットワークの動作状況の監視等	モバイルインターネット接続サービスにおいて、新しいシステムの導入に当たっては、実際に運用する場合と同一の条件や環境を考慮し、ハードウェアの初期故障、ソフトウェアのバグによる障害が可能な限り発生しないよう十分なシミュレーションを実施すること。	◎	◎	二	二	二
(10)	ソフトウェアの信頼性向上対策	キ IP 系接続サービスにおいては、現用及び予備機器の切替えを行うソフトウェアは十分な信頼性を確保すること。	◎	◎	二	二	二
(11)	情報セキュリティ対策	ク・ケ (略)	◎	◎	○	○	○
(12)	通信の途絶防止対策	キ 移動用交換設備の配備等の応急復旧対策を講ずること。	○	○	○	○	○
(13)	応急復旧対策	ク 災害時等において、衛星地球局等の無線設備により、臨時電話等の設置が可能であること。	○	-	○	-	-
		ク 移動体通信基地局と交換局の間の回線に障害が発生した場合等に、無線設備により、臨時に対向の電気通信回線の設定が可能であること。	○	-	○	-	-

<p>エ 移動体通信基地局に障害が発生した場合等に、可搬型無線基地局により、臨時の電気通信回線の設定が可能であること。</p> <p>オ 防災上重要な通信を確保する必要がある地点をカバーする移動体通信基地局に障害が発生した場合等に、大ゾーン基地局により臨時の大ゾーンエリアの提供又はこれに準ずる措置を講ずることが可能であること。</p> <p>カ (略)</p>	○	-	○	-
<p>(13) 緊急通報の確保</p> <p>ア 緊急通報を扱う電気通信回線設備事業用ネットワークは、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続できる機能等を有すること。</p> <p>イ 緊急通報手段を提供するサービスは、メンテナンス時にもできるだけ緊急通報が利用できるような適切な措置を講ずること。なおメンテナンス時にサービス停止が必要な場合はユーザに通知する措置を講ずること。</p>	◎	=	=	=
<p>(14) 予備機器等の配備基準の明確化</p> <p>(15) 大規模災害対策</p> <p>ア 三以上の交換設備をループ状に接続する大規模な伝送路設備は、当該伝送路設備により明まれる地域を横断する伝送路設備の設置、臨時の電気通信回線の設置に必要な機材の配備その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用されている移動端末設備に接続される基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備については、予備の電気通信回線を設置すること。この場合において、その伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置すること。</p> <p>ウ 電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証等を行うための電気通信設備であって、その故障等により、広域にわたる電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することができるようになること。</p> <p>エ 伝送路設備を複数の経路により設置する場合には、互いになるべく離れた場所に設置すること。</p>	◎*	=	=	=
<p>2 屋外設備</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	◎*	○	○	○
<p>オ 移動体通信基地局に障害が発生した場合等に、可搬型無線基地局により、臨時の電気通信回線の設定が可能であること。</p> <p>カ (略)</p>	○	-	○	-
<p>(14) 緊急通報の確保</p> <p>ア 緊急通報手段を提供するサービスは、メンテナンス時にもできるだけ緊急通報が利用できるような適切な措置を講ずること。なおメンテナンス時にサービス停止が必要な場合はユーザに通知する措置を講ずること。</p> <p>(略)</p>	◎	◎	-	-
<p>(15) パンクアップの分散化等</p>	◎*	○	○	○
<p>2 屋外設備</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	◎*	○	○	○

(7) 津波対策	津波のおそれのある場所には、重要な屋外設備を設置しないこと。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。	◎*	◎*	◎*	◎*
(8) 凍結対策	(略)				
(9) 塩害対策	(略)				
(10) 高温・低温対策	(略)				
(11) 高湿度対策	(略)				
(12) 高信頼度	(略)				
(13) 第三者の接触防止	(略)				
(14) 故障等の検知、通報	(略)				
(15) 予備機器等の配備	(略)				
(16) 通信ケーブルの地中化	災害時等の建物の倒壊、火災、津波等による通信ケーブルの被災を防ぐため、通信ケーブルの地中化等を促進すること。	○	—	○	—
(17) 発火・発煙防止	(略)				
3 屋内設備					
(1)～(3) (略)					
(4) 高信頼度	重要な屋内設備の機器には、冗長構成又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎
	重要な屋内設備の機器は、速やかに予備機器等への切換えができるものであること。	◎	◎	◎	◎
(5)～(8) (略)					
4 電源設備					
(1)～(6) (略)					
(7) 停電対策	ア (略)	◎	○	○	○
	イ 交換設備については、 <u>自家用発電機及び蓄電池</u> の設置 <u>その他</u> これに準ずる措置を講ずること。	◎	○	○	○
	ウ (略)				
	エ 自家用発電機の設置又は移動電源設備の配備を行う場合には、その燃料等について、十分な量の備蓄又はその補給手段の確保を行うこと。	◎*	○	○	○
	オ (略)				

(7) 凍結対策	(略)				
(8) 塩害対策	(略)				
(9) 高温・低温対策	(略)				
(10) 高湿度対策	(略)				
(11) 高信頼度	(略)				
(12) 第三者の接触防止	(略)				
(13) 故障等の検知、通報	(略)				
(14) 予備機器等の配備	(略)				
(15) 通信ケーブルの地中化	災害時等の建物の倒壊、火災等による通信ケーブルの被災を防ぐため、通信ケーブルの地中化等を促進すること。	○	—	○	—
(16) 発火・発煙防止	(略)				
3 屋内設備					
(1)～(3) (略)					
(4) 高信頼度	重要な屋内設備の機器等には、冗長構成又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎
	重要な屋内設備の機器等は、速やかに予備機器等への切換えができるものであること。	◎	◎	◎	◎
(5)～(8) (略)					
4 電源設備					
(1)～(6) (略)					
(7) 停電対策	ア (略)	◎	○	○	○
	イ 交換設備については、 <u>蓄電池の設置及び</u> <u>自家用発電機の設置</u> 又はこれに準ずる措置を講ずること。	◎	○	○	○
	ウ (略)				
	エ 自家用発電機の設置又は移動電源設備の配備を行う場合には、その燃料について、十分な量の備蓄又はその補給手段の確保を行うこと。	○	○	○	○
	オ (略)				

--	--	--	--	--	--

第2 環境基準

1 センターの建築物

(1) 立地条件及び周囲環境への配慮

<p>カ 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備は、通常受けている電力の供給が長時間にわたって停止することを考慮すること。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたって停止した場合であっても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。</p>				
	◎	二	二	二

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

注1～3 (略)

別表第2 管理基準

項目	対策	実施指針			
		電気通信回線設備用ネットワーク	その他の電気通信用ネットワーク	自営情報ネットワーク	ユーザーネットワーク
		◎	◎	◎*	◎*

--	--	--	--	--	--

第2 環境基準

1 センターの建築物

(1) 立地条件及び周囲環境への配慮

<p>カ 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備は、通常受けている電力の供給が長時間にわたって停止することを考慮すること。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたって停止した場合であっても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。</p>				
	◎	◎	◎*	◎*

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

注1～3 (略)

別表第2 管理基準

項目	対策	実施指針			
		電気通信回線設備用ネットワーク	その他の電気通信用ネットワーク	自営情報ネットワーク	ユーザーネットワーク
		◎	◎	◎*	◎*

1 ネットワーク設計 管理 (1) 体制の明確化	意思決定、作業の分担、責任の範囲等の設計管理体制を明確にすること。 イ 重要な設備に関する設計については、関連部門での連携を図ること。	◎	◎	◎	◎
(2) 設計指針の明確化等	ア (略)	◎	◎	◎	◎
(3)・(4) (略)	イ 将来の規模の拡大、トラヒック増加(端末の挙動によるものを含む)及び機能の拡充を考慮した設計とすること。 ロ トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策を講じた設計とすること。	◎	◎	◎	◎
(5) 品質・機能検査の充実化	ア 重要な機器を導入する場合は、導入判定の統一基準を策定し、その基準に基づき品質の検証を行うこと。 イ サーバ等機器導入前の機能確認を十分に実施すること。 ロ 機器等の製造・販売等を行う者から提供されるシステムについての検査手法、品質評価手法を事前に確認すること。 ハ セキュリティ対策の手法、事前確認を十分行うこと。 ニ ネットワークふくそうを回避するため、災害時におけるユーザの振舞いや端末の挙動がネットワークに与える影響を事前確認すること。 ホ 冗長構成をとる機器は、その切替動作が確実に行われることを確認すること。 ヘ トラヒックの瞬間的かつ急激な増加への対策として、各装置の最大処理能力を超える負荷試験を実施すること。その際、実環境でのトラヒックパターンを参考に、複数のトラヒック条件での試験を実施すること。	◎	◎	◎	◎
2 ネットワーク施工 管理 (1) 体制の明確化	ア 作業の分担、責任の範囲等の施工管理体制を明確にすること。 イ 重要な設備の施工、新設備等の導入に際しては、関連部門での連携を図ること。	◎	◎	◎	◎
(2)～(5) (略)		◎	◎	◎	◎
3 ネットワーク保全・運用管理	ア 作業の分担、責任の範囲等の保全・運用管理体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎
(1) 体制の明確化		◎	◎	◎	◎

1 ネットワーク設計 管理 (1) 体制の明確化	意思決定、作業の分担、責任の範囲等の設計管理体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎
(2) 設計指針の明確化等	ア (略)	◎	◎	◎	◎
(3)・(4) (略)	イ 将来の規模の拡大、トラヒック増加及び機能の拡充を考慮した設計とすること。	◎	◎	◎	◎
(5) 品質・機能検査の充実化	ア サーバ等機器導入前の機能確認を十分に実施すること。 イ 機器等の製造・販売等を行う者から提供されるシステムについての検査手法、品質評価手法を事前に確認すること。 ハ セキュリティ対策の手法、事前確認を十分行うこと。 ニ ネットワークふくそうを回避するため、災害時におけるユーザの振舞いや端末の挙動がネットワークに与える影響を事前確認すること。	◎	◎	◎	◎
2 ネットワーク施工 管理 (1) 体制の明確化	ア 作業の分担、責任の範囲等の施工管理体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎
(2)～(5) (略)		◎	◎	◎	◎
3 ネットワーク保全・運用管理	ア 作業の分担、責任の範囲等の保全・運用管理体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎
(1) 体制の明確化		◎	◎	◎	◎

(2)・(3) (略)					
(4) 監視、保守及び制御	ア・イ (略)	ウ 災害時優先通信の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合には、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録・分析すること。	◎	◎	◎
(5) 相互接続への対応	ア・イ (略)	ウ コンテツツ等の供給を受けるために接続を行う場合は、その条件及び保全・運用体制を明確にすること。	◎	—	—
(6)～(8) (略)		エ (略)			
(9) ふくそう対策	ア	情報通信ネットワークのふくそうを防止し、有効活用を図るため、利用者への協力依頼・周知のための措置を講ずること。	◎	◎	—
4 設備の更改・移転管理	イ (略)				
(1) 体制の明確化	ア	作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の管理体制を明確にすること。	◎	◎	◎*
(2) (略)		イ <u>重要な設備の更改・移転については、関連部門間での連携を図ること。</u>	◎	◎	◎*
5 情報セキュリティ管理	(1)～(3) (略)				
(4) コンピュータウイルス情報等の緊急通報体制の整備	ア	コンピュータウイルス並びに端末及びパソコンウェアの脆弱性に関する情報を入手したときは、 <u>必要に応じて、電気通信業界で定めた緊急連絡先に、直ちに連絡すること。</u>	◎	◎	◎
(5)・(6) (略)		イ コンピュータウイルス並びに端末及びパソコンウェアの脆弱性に関する情報を入手したときは、 <u>必要に応じて、社内内に対して速やかに周知するとともに、利用者に対してウェアザイトへの掲示、メールニュース等適切な方法により速やかに情報提供する等、被害の拡大を防止するための措置を講ずること。</u>	◎	◎	◎
(7) (略)		コンピュータウイルス又は不正プログラムが侵入した際に、 <u>情報通信ネットワークに対して</u>			

(2)・(3) (略)					
(4) 監視、保守及び制御	ア・イ (略)		◎	◎	◎
(5) 相互接続への対応	ア・イ (略)	ウ <u>モバイルインターネット接続サービスにおいて</u> 、コンテツツ等の供給を受けるために接続を行う場合は、その条件及び保全・運用体制を明確にすること。	◎	—	—
(6)～(8) (略)		エ (略)			
(9) ふくそう対策	ア	情報通信ネットワークのふくそうを防止し、有効活用を図るため、 <u>必要に応じて</u> 利用者への協力依頼・周知のための措置を講ずること。	◎	◎	—
4 設備の更改・移転管理	イ (略)				
(1) 体制の明確化	ア	作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の管理体制を明確にすること。	◎	◎	◎*
(2) (略)					
5 情報セキュリティ管理	(1)～(3) (略)				
(4) コンピュータウイルス情報緊急通報体制の整備	ア	<u>新たなコンピュータウイルスを発見した場合等、コンピュータウイルスに関する情報を広く一般に周知する必要があるときは、電気通信業界で定めた緊急連絡先に、直ちに連絡すること。</u>	◎	◎	◎
(5)・(6) (略)		イ コンピュータウイルスに関する情報を入手したときは、 <u>社内内に対して速やかに周知するとともに、利用者に対してウェアザイトへの掲示、メールニュース等適切な方法により速やかに情報提供する等、被害の拡大を防止するための措置を講ずること。</u>	◎	◎	◎
(7) (略)		情報通信ネットワークに対して利用者が与える又は情報通信ネットワークの利用者が受け			

(8)・(9) (略) 6～8 (略) 9 非常事態への対応	利用者が与え、又は情報通信ネットワークの利用者が受ける可能性のある影響とその対策について利用者に周知すること。
(1) 体制の明確化	ア～カ (略) キ 非常時における対応体制の検証・見直しを必要に応じて行うこと。
(2) (略) 10・11 (略)	
12 安全・信頼性の確保等の情報公開、電気通信事業者の取組等	
(1) 情報通信ネットワークの安全・信頼性の確保に係る取組状況	ア 情報通信ネットワークの安全・信頼性の確保の取組状況を適切な方法により利用者に対して公開すること。 イ 電気通信設備の安全・信頼性の確保の取組に関する次の情報を適切な方法により利用者に対して公開すること。 ① 停電対策に関する情報 ② ネットワークの設計容量に関する基本的考え方、通信規制や重要通信の優先的取扱いに係る手法等に関する情報 ③ 災害時における被災エリアの通信の確保に関する情報
(2) ネットワークの事故・障害の状況 故・障害の状況	ア 情報通信ネットワークの事故・障害の状況を適切な方法により速やかに利用者に対して公開すること。 イ ふくそうが発生した場合には、その状況及び通信規制の実施状況を速やかに利用者に対して公開すること。
(3) サービスの特質等の周知	ア 情報通信ネットワークにおいて、サービスを提供できなくなる場合などについて利用者に周知すること。 イ 情報通信ネットワークのふくそうを防止し、有効活用を図るため、必要に応じて利用者への協力依頼・周知のための措置を講ずること。 ウ 災害時においては、不要不急の電話を控えること及び通話時間をできるだけ短くすることについて、周知・要請し、災害用伝言サービスを含めた音声通話以外の通信手段の利用等を平常時から呼びかけること。

◎	○	◎	○
◎	◎	-	-
◎	-	-	-
◎	◎	-	-
◎	◎	-	-
◎	◎	-	-
◎	◎	-	-
◎	-	-	-

(8)・(9) (略) 6～8 (略) 9 非常事態への対応	る可能性のある影響とその対策について利用者に周知すること。
(1) 体制の明確化	ア～カ (略)
(2) (略) 10・11 (略)	
12 安全・信頼性の確保等の情報公開	
(1) 情報通信ネットワークの安全・信頼性の確保に係る取組状況	情報通信ネットワークの安全・信頼性の確保の取組状況を適切な方法により利用者に対して公開すること。
(2) ネットワークの事故・障害の状況 故・障害の状況	情報通信ネットワークの事故・障害の状況を適切な方法により利用者に対して公開すること。
(3) サービスの特質等の周知	情報通信ネットワークにおいて、サービスを提供できなくなる場合などについて利用者に周知すること。

◎	◎	-	-
◎	◎	-	-
◎	◎	-	-
◎	◎	-	-
◎	◎	-	-
◎	◎	-	-
◎	-	-	-
◎	-	-	-

(4) 情報セキュリティに関する取組	<p>緊急通報手段を提供するサービスは、メンテナンス時にもできるだけ緊急通報が利用できるよう適切な措置を講ずること。また、メンテナンス時にサービス停止が必要な場合は、ユーザに通知する措置を講ずること。</p> <p>情報セキュリティポリシーを公表すること。</p> <p>コンピュータウイルス並びに端末及びソフトウェアの脆弱性に関する情報を入手したときは、必要に応じて、社内に対して速やかに周知するとともに、利用者に対してウェブサイトへの掲示、メールニュース等適切な方法により速やかに情報提供する等、被害の拡大を防止するための措置を講ずること。</p> <p>コンピュータウイルス又は不正プログラムが混入した際に、情報通信ネットワークに対して利用者が与え、又は情報通信ネットワークの利用者が受ける可能性のある影響とその対策について利用者に周知すること。</p> <p>利用者が指定した特定の条件に該当する電子メールの受信を拒否する等の機能を設けること。</p> <p>携帯電話インターネット接続業務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できる体制を整えること。また、インターネット接続業務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できる体制を整えること。</p> <p>インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を講じている事業者においては、その旨を周知すること。</p> <p>電気通信事業者及びその業界団体は、電気通信事故に係る情報や再発防止策を業界で共有し、事故防止に向けた体制を整えること。</p>	◎	◎	＝	＝
(6) 電気通信事業者間等の情報共有	<p>電気通信事業者は、アンチケーシング開発者との間で、ネットワークの負荷を考慮したアンチケーシングの開発手法等について情報共有すること。</p>	◎	＝	＝	＝

注 (略)

別表第3 情報セキュリティポリシー策定のための指針

1～3 (略)

4 情報セキュリティポリシーの策定
 情報セキュリティポリシーは、組織として取り決めた最も重要な規程となるため、組織の幹部の関与により策定することが一般的である。
 情報セキュリティポリシーの策定に当たり、各部門の業務に何らかの制約や変更を要請することがあるた

注 (略)					
-------	--	--	--	--	--

別表第3 情報セキュリティポリシー策定のための指針

1～3 (略)

4 情報セキュリティポリシーの策定
 情報セキュリティポリシーは、組織として取り決めた最も重要な規程となるため、組織の幹部の関与により策定することが一般的である。
 情報セキュリティポリシーの策定に当たり、各部門の業務に何らかの制約や変更を要請することがあるた

<p>め、経営企画部門、総務部門といった社内規程を担当する部門が中心となり、各部門よりメンバーを召集して策定の為のチームを設立し、策定を行うことが望ましい。</p> <p>なお、情報セキュリティポリシーには、情報システム部門、人事部門、監査部門等の部署の役割が非常に大きいため、これらの部門からの積極的参加を要請する。</p> <p>また、外部コンサルタントやインハウスを提出する機関を活用し、策定に当たったつでのスケジュール、策定方法、記述事項等についての助言を得ることが好ましい。</p> <p>情報セキュリティポリシーを策定する際の実施手順を以下に示す。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 方針 (略)</p> <p>(1) 情報資産に関する方針</p> <p>ア 情報</p> <p>適用範囲内の情報についての管理方法を明確化することで、情報の漏えい、破壊、改ざん等を防止する。また、個人情報を取り扱う際に遵守すべき事項を明確化する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 個人情報</p> <p>個人情報の漏えいは深刻な権利利益侵害につながるおそれが高いため、電気通信事業者に対しては、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成16年総務省告示第695号）が制定されている。個人情報の適切な利用と保護が極めて重要であるとの認識により、その取扱いについては、個別の項目を設け、個人情報の収集、利用・提供、適正管理、責任の明確化等について、遵守すべき方針を明確に記述する。</p> <p>イ～ウ (略)</p>	<p>め、経営企画部門、総務部門といった社内規定を担当する部門が中心となり、各部門よりメンバーを召集して策定の為のチームを設立し、策定を行うことが望ましい。</p> <p>なお、情報セキュリティポリシーには、情報システム部門、人事部門、監査部門等の部署の役割が非常に大きいため、これらの部門からの積極的参加を要請する。</p> <p>また、外部コンサルタントやインハウスを提出する機関を活用し、策定に当たったつでのスケジュール、策定方法、記述事項等についての助言を得ることが好ましい。</p> <p>情報セキュリティポリシーを策定する際の実施手順を以下に示す。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 方針 (略)</p> <p>(1) 情報資産に関する方針</p> <p>ア 情報</p> <p>適用範囲内の情報についての管理方法を明確化することで、情報の漏えい、破壊、改ざん等を防止する。また、プライバシーにかかわる情報を取り扱う際に遵守すべき事項を明確化する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) プライバシー情報</p> <p>通信の秘密を含むプライバシー情報の漏えいは深刻な権利利益侵害につながるおそれが高いため、電気通信事業者に対しては、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成16年総務省告示第695号）が制定されている。プライバシー情報の適切な利用と保護が極めて重要であるとの認識により、プライバシー情報の取扱いについては、個別の項目を設け、個人情報の収集、利用・提供、適正管理、責任の明確化等について、遵守すべき方針を明確に記述する。</p> <p>イ～ウ (略)</p>
---	--

<p>別表第4 危機管理計画策定のための指針 (略)</p>	<p>別表第4 危機管理計画策定のための指針 (略)</p>
--------------------------------	--------------------------------

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に昭和六十二年郵政省告示第七十四号「情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程」第八条の規定による登録を受けている情報通信ネットワークについては、その登録の有効期限満了は、なお従前の例による。